

御殿場市の文化財保護行政

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/2991

御殿場市の文化財保護行政

勝俣竜哉（御殿場市教育委員会）

はじめに

私は現在、静岡県御殿場市教育委員会社会教育課で文化財担当者として働いております。金沢大学大学院修了後、測量会社に就職し発掘調査部門に2年間勤務し、平成15年度に御殿場市職員へ転職し今年公務員4年目です。今回は、御殿場市を例に地方自治体における文化財保護行政を取り巻く状況を発表しようと思っております。

まず、御殿場市の紹介をさせていただきます。御殿場市は静岡県東部の富士山東麓に位置し、人口は約85,000人です。沿岸部の駿河湾及び相模湾から約20km離れた内陸に位置し、標高は市役所付近で約450mの高原都市です。昭和40年代後半から50年代半頃まで市史編纂に関して文化財調査に携わる職員を多く抱えた時期があったようですが、埋蔵文化財調査に対応可能な専門知識を持った担当職員を配置するようになったのは平成に入ってからのことです。



Figure. 1 御殿場市の位置

1. 文化財保護に対する御殿場市の体制

御殿場市の文化財保護行政ですが、教育委員会社会教育課が文化財担当課として文化財保護に当たっています。社会教育課は、文化スタッフ、社会教育スタッフ、体育振興スタッフの3スタッフからなり、文化財保護を直接担当するのは文化スタッフです。

文化スタッフは4名からなり、主たる仕事を列挙すると「社会教育課の庶務」「社会教育委員会」「文化財審



Figure. 2 富士山

議会」「市の文化芸術振興」「視聴覚教育」「文化財の保護啓発・管理」「著作権」が挙げられます。このうち文化芸術振興については、市文化協会と共同で市民芸術祭実行委員会を組織し「ごてんば市民芸術祭」という形で各種の舞台発表や展示を通年で実施しているほか、市内の文化団体の活動支援、平成21年に静岡が開催県となる国民文化祭に向けて準備を進めています。全国的にはNPO格を取得し独立している文化協会が少なくないのですが、当市ではまだ完全に独立していません。このため、市民芸術祭は市がほぼ直営で開催しており、文化スタッフ4名が市民芸術祭の各部門の担当者となり準備や運営を全面的にサポートしています。「視聴覚教育」は、16mm映写機操作講習会、各種視聴覚機材や16mmフィルム・DVD等ライブラリーの管理を行なっています。

本題の文化財ですが、現在は文化スタッフに所属する自分1名が文化財担当として業務に当たっています。勿論、文化財に関わる業務全てを一人でこなすことは不可能であるため専門性の低いもの、事務的なものについては文化スタッフの他の3名に対応してもらっています。御殿場市には「学芸員」という職名は無く、自分の位置づけは文化財専門職ではなく、「文化財行政に対応可能な一般事務職」となっています。本年度は本職の文化財関係の業務に専念するようにとの上司の判断で市民芸術祭の担当者（部門の主務者）から外れましたが、昨年度までは市民芸術祭をはじめとする文化芸術振興に関わる業務と兼務で文化財を担当していました。一般事務職ですから、国・県・市の選挙事務や閉庁日の日直も回ってきますし、昨年は国勢調査の指導員まで回ってきました。

冒頭で専門知識を持った職員の配置は平成に入って

からと述べましたが、御殿場市初の専門知識を持った文化財担当者であった私の前任者は、病気のための休職を経て不幸にも平成14年3月に在職中に他界してしまいました。私が市職員に転職してからの仕事は、冗談抜きで前任者の残した調査記録や行政文書を「文献調査」しながらの進めることの連続でした。これは、他の市町村でも決して他人事ではありません。文化財をたった一人の職員が対応してきた市町村が昨今の強行スケジュールによる合併や、これから始まる団塊世代の斉退職に直面したとき、文化財担当者の配置や補充のタイミングをしくじると同様の状況が十分に発生し得るのです。

市町村の文化財保護行政に深く関わる機関として、文化財審議会というものがああります。市町村によって文化財保護審議会など名称には違いますが、御殿場市では御殿場市文化財審議会が市内の文化財に関する諮問機関として存在します。委員の任期は2年で、市内各地区（合併前の町、村の単位）から推薦されてきた有識者が委員となります。地元の有識者ということで小中学校の教員OBが占める割合が多く、現在の文化財審議会委員には狭義の専門家（専門分野を持った研究者）はほとんどいません。審議会は、市指定文化財に関する諮問以外に、市民の文化財に関する学習の手助けとなるように「文化財のしおり」という本を作成しています。昭和30年代から続くもので、市の通史から、別荘、石造物などテーマ別に現在までに31巻が刊行されています。

次に文化財関係施設ですが、現在、市内に博物館、資料館等の常設展示施設は存在しません。有形の文化財として扱われる考古遺物や民具などの資料は、民俗資料収蔵庫という施設に収蔵されています。この施設は、元は地域の集会所であった鉄筋コンクリート平屋の建物を収蔵庫として転用したものであり、耐震の問題や資料収蔵が目的の施設であることから展示設備を備えていないため、大人数の見学や常設展示・公開に耐えうる施設ではありません。

現在は、平成14年度から文化財の範疇として収集を開始した富士山測候所関係資料（気象観測機材）が収蔵スペースを圧迫している状態です。施設の管理と後述する民具の収集等は、御殿場市歴史民俗研究会に委託し、平日の午前9時から午後3時まで当番が収蔵庫に常駐し管理を行っています。民具は木や紙・布と

いった虫やカビの被害を受けやすい素材のものが多いため、隔年で専門業者に委託して収蔵室の燻蒸作業を実施しています。

2. 指定文化財・登録文化財の保護

市内には国指定文化財が4件、県指定文化財が9件、市指定文化財が13件存在します。これら文化財に関する業務として、国・県指定文化財に関しては以下のようなものが挙げられます。

- ① 台風通過後などのパトロール
- ② 指定文化財に影響を及ぼす開発等を計画している事業者との調整
- ③ 現状変更申請に関する事務処理や工事立会、保護事業（史跡確認調査、天然記念物保護増殖など）
- ④ 現況調査
- ⑤ 調査研究協力（文化庁、研究機関、研究者）
- ⑥ 取材対応（情報提供、事務処理、撮影立会など）
- ⑦ 県主導の協議会等への対応（特別名勝富士山保存管理計画策定委員会、世界文化遺産登録推進協議会）



Figure. 3 県指定天然記念物二枚橋のカシワ消毒作業



Figure. 4 沼田湯立神楽調査（文化庁調査同行）

市指定文化財については、上記の①②③⑥が該当します。これら国・県・市指定文化財の所有者に対し、市は毎年1件当たり無形文化財に4万円、有形文化財に3万円の賞賜金を支払っています。

県指定史跡深沢城跡に関しては、学識経験者をメンバーとする深沢城跡基本整備検討委員会が設置されています。深沢城跡は県指定範囲の約96%が私有地であり、大半が山林と水田となっています。公有地化や公園整備を含め現段階で長期的な整備計画はありませんが、基本整備検討委員及び県教育委員会の指導を受けて平成14～16年度の三ヶ年で確認調査を実施しました。長期的な整備計画や基本整備検討委員会の在り方について検討、見直しが必要となっています。

登録文化財に関しては、今年3月に市内第1号となる国登録有形文化財が誕生したばかりであり、今のところ実績はありません。これを機に、文化財登録制度についての市民の理解を深め、今後市内第2号、3号と登録文化財を増やしていくことが課題です。



Figure. 5 深沢城跡石列

3. 埋蔵文化財の保護・調査

文化財保護行政の中で大きなウェイトを占めているものに、埋蔵文化財への対応があります。市内には約100ヵ所の「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、これら包蔵地における開発への対応が重要な業務となっています。

開発事業者と文化財担当者の接触は、既に着手されてしまった包蔵地内の工事現場という最悪の事態もありますが、基本的には開発事業者による「埋蔵文化財の所在の照会」から始まります。簡単に言えば、業者が社会教育課の窓口を訪れ、開発を予定地に埋蔵文化

財が存在するか照会する訳です。開発予定地が包蔵地内である場合は、文化財保護法に基づく届出や確認調査が必要な旨を回答します。また、包蔵地外であっても包蔵地周辺の場合は施工時の工事立会をお願いしています。平成17年度は約110件の照会を受け、その大半が不動産鑑定や売買のための事前調査でした。

これら照会への対応は、平成16年度までは包蔵地地図と照合し口頭で回答していましたが、文化財担当者の不在時に照会の受付が出来ず、また埋蔵文化財を取り巻く開発計画を把握する貴重な機会であるのに口頭では何も記録が残らないため、平成17年4月末から書面で照会を受け、書面で正式回答する形に改めました。さらに、従来は包蔵地の有無だけを回答していたのですが照会の書面を「文化財の所在の有無の照会」としていることから、現在は開発予定地周辺に樹木や建造物など開発の影響が心配される指定文化財や登録文化財が所在する場合は注意を喚起するためその旨を合わせて回答しています。

次の段階が、埋蔵文化財発掘に関する届出（通知）の受付など埋蔵文化財調査に係る業務となります。開発に伴う埋蔵文化財発掘の場合、市教育委員会はまず開発事業者から県教育長宛の文化財保護法第93条の届出もしくは法第94条の通知を受付します。次に開発予定地内の確認調査を実施し埋蔵文化財の状況を確認します。この確認調査結果を取りまとめ、市教育委員会は当該地の開発計画に関する県教育長宛の副申を添えて、開発事業者からの届出（通知）を県教育長へ進達します。平成17年度は、5件の届出と2件の通知を受付し進達しました。また、確認調査は5件実施しました。

県教育長宛に進達した届出（通知）に対し、今度は県教育委員会から埋蔵文化財の取り扱いについての指示通知が送られてきます。県からの通知には、開発事業者宛のものとして市教育委員会宛のものがあり、開発事業者宛のものは市教育委員会を経由して開発事業者へ伝達されます。市教育委員会は、この通知に基づき本調査や工事立会を実施します。つまり、埋蔵文化財の取り扱いを決定するのは県教育委員会であり、確認調査を実施した市教育委員会は遺跡の取り扱いについて副申として意見を述べることはあっても本調査となるか工事立会となるかといったことを決定する立場にはありません。

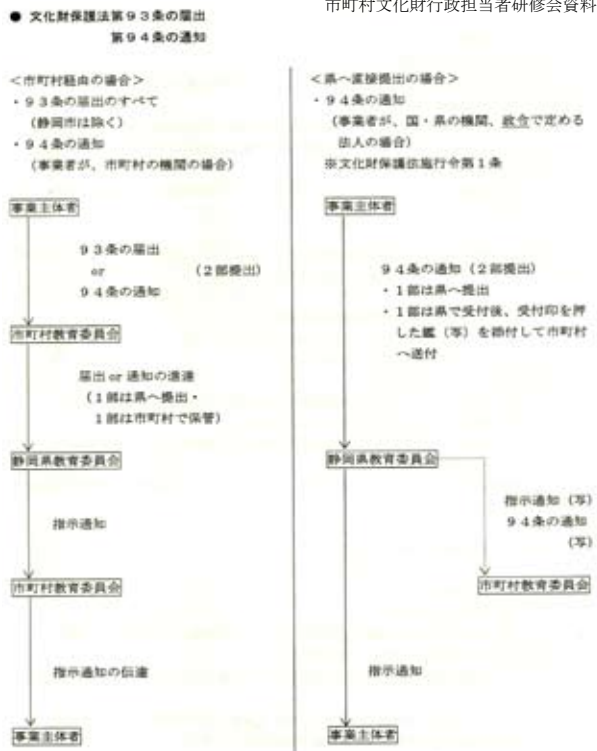


Figure.6 周知の埋蔵文化財包蔵地における
土木工事等に関する手続き

平成 17 年度は県教育委員会の指示に基づき 5 件の
工事立会を実施しました。また、本調査の指示が出
されたものは 0 件です。これは、富士山の火山活動
により膨大なテフラが堆積し遺跡が地下深く埋没して
しまっていること、標高が高く冷涼な環境である上
にテフラが基盤となるために土地生産力が低く人口が
少なかったため遺跡の数が少ないことが大きな要因で
す。とは言え、全く遺跡に当たらない訳ではなく、
今後は本調査を実施せざるを得ない事態は十分に想定
されます。そんな場合に備えて、実質的に予算 0 円
の埋文調査費や文化財担当者 1 名という状況からの脱
却を求めている訳ですが、現実には厳しいです。

文化財保護法第 93 条・94 条に基づく発掘調査以
外に、市教育委員会が主体となって実施する発掘調
査というものもあります。これは、文化財保護法第
99 条に基づく発掘調査であり、保存目的など開発に
直接起因しない発掘調査が該当します。平成 17 年度
は都市計画道路予定地において 1 件の確認調査を実施
しました。

埋蔵文化財保護に関係するものとして、発掘調査以
外に挙げられるものとして市土地利用対策委員会幹事
会というものがあります。毎月一回開催され、市内

で計画されている大規模開発に対し関係各課の課長が
幹事となり開発計画について協議し事業者への指導等
を行います。事前に埋蔵文化財の所在の照会を行わず
に土地利用対策委員会幹事会に持ち込まれる開発計画
もあるため、幹事会の場で埋蔵文化財への対応を指示
します。この幹事会に社会教育課長が出席し文化財担
当課として意見を述べることは、開発事業者に対して
文化財保護法の遵守を求めると共に、幹事として出席
している庁内の他課に対しても市内の埋蔵文化財をは
じめとする多くの文化財が存在し細心の注意が必要で



Figure.7 宝永スコリア

あることを認識してもらう目的があります。

4. 指定外文化財の調査・保護

これまでは、指定文化財、登録文化財及び埋蔵文化
財について述べてきましたが、市教育委員会が対応す
る文化財には当然のことながら指定外文化財が含まれ
ます。後述する「民俗資料」や「富士山気象観測資料」
以外では、国登録文化財申請のため支援や地域の地蔵
堂・念仏堂などの調査、ときには工事現場における溶
岩洞穴の調査というものまであります。文化財保護法
や条例の網で保護されていないものは関知しないでは
済まされないのが、地域に密着した仕事をしている市
町村の文化財保護行政です。

5. 富士山測候所関係資料の調査、収集

近現代において、富士山頂における気象観測の拠点
となり、富士山レーダー建設に際して前線基地となっ
たのは御殿場市です。しかし、観光資源や歴史的な資
産に対する御殿場市の取り組みが甘かったため、富士
山レーダー廃止後、レーダードームは富士山測候所
における気象観測にほとんど関係していない山梨県富
士吉田市が払い下げを受け、現在はレーダードーム館
という観光施設になっています。

レーダードーム獲得の失敗を教訓に、御殿場市は富士山測候所関係資料を積極的に収集するという方針を打ち出し、平成14年度から関係資料収集業務は首長部局の企画課から教育委員会社会教育課へ移管されました。主な業務としては、以下の3点が挙げられます。

- ① 資料収集活動（東京管区気象台への陳情等）
- ② 収集資料の登録（台帳作成）
- ③ 市民への公開（市民会館での短期間の企画展）

6. 民俗資料の収集・登録・保存

民俗資料（民具）は、民俗資料収蔵庫（もっともらしい名前が付いていますが、要するに倉庫です）に収蔵されています。民俗資料の収集は、資料寄贈の申出者宅を訪問し聞き取り調査をしながら資料を収集します。文化財担当者も万能ではないため、民具に関して造詣の深い会員を抱え民俗資料収蔵庫の管理を受託している御殿場市歴史民俗研究会会員と文化財担当者が2人で寄贈申出者宅を訪問します。

収集された資料は民俗資料収蔵庫において、登録（台帳作成）作業を経て保存されます。また、寄贈者に対しては、後日、教育長名で礼状を送付しています。

6. 文化財・歴史に関する問い合わせ対応

文化財担当課ということで、文化財や歴史に関して市民その他から様々な問い合わせが寄せられます。多いものは、古道（古代の官道、中世以降の街道など）、深沢城跡、富士山（富士山測候所に関するもの含む）、方言・習俗・名所・地名、市内の寺社が挙げられます。ときには生物や化石など全く畑違いの問い合わせもあり、「申し訳ありませんがこちらでは分かりません」と丁寧にお断りすることもあります。

市外からの問い合わせでは、首都圏とのアクセスが比較的良いこともあり市内の文化財を紹介するパンフレット等を求めて来庁される方がときどきいます。23区内のような生涯学習をはじめとしあらゆる行政サービスが充実した地域と同じ感覚で来庁するのでしょうか、満足のいく資料や情報が得られないと帰り際に「御殿場は遅れてるね」とか「東京ではそのぐらいのものは普通は整備されてるいて区役所で配っている」などとお叱りを受けることもあります。貴重な意見であり、中には私自身も必要性が高いなあと思うものもありますが、実際にはそこまで手が回りません。

少し変わった方面からの問い合わせとしては、マスコミヤテレビ局、映画制作会社が挙げられます。富士山の自然や富士山測候所に関する取材は良く受けまわし、指定文化財及び周辺におけるテレビ番組や映画の撮影が行われることがあり、必要に応じて事務手続きや撮影立会を行います。

7. 研究者等への協力

大学生や大学院生の研究への協力は、同じ畑の人間として快く引き受けています。当市では考古資料が余り多くないので考古の学生からの問い合わせは少ないですが、考古以外の民具等の問い合わせを受けることもあり、可能な限り資料の公開や情報提供を行っています。研究者への協力は、資料の公開や必要に応じて鑑定のための貸出など行っています。死蔵状態の資料が専門家の鑑定を受け、研究に寄与することとなる貴重な機会であり、昨年度は黒曜石の蛍光X線分析や、静岡県下の中世陶磁器の組成研究への協力として考古資料の貸出を行いました。

8. 市外の博物館等への資料貸出、情報提供

市教育委員会が所蔵する考古資料や民俗資料等の中には、論文等で紹介され、その筋では結構有名な資料となり市外の博物館等の企画展へ貸出するものがあります。主なものは、「富士山測候所関係資料」と宝永噴火で埋没した江戸時代の住居が発見された「長坂遺跡出土遺物」です。当市には常設展示施設が無いと、市外の博物館等への資料貸出は皮肉にも御殿場市が所蔵する資料が一般公開される数少ない機会となっています。

9. 催し物・刊行物等による文化財保護啓発

当市は常設展示施設を持たないため、隔年で市教育委員会収蔵資料を展示する会期一週間ほどの資料展を開催しています。平成17年度は市制施行50周年記念事業の一環として富士山気象観測資料展を実施し、昭和初期から平成の時代に至るまでの富士山測候所で使用されてきた機材を展示したほか、専門業者の支援を受けて富士山頂の酸素の薄い環境を疑似体験できる「低酸素体験コーナー」を設け、無い多くの来場者がありました。

その他、出版物等としては、文化財審議会が編集を行う「文化財のしおり」の発行、御殿場市歴史民俗研

研究会に作成を委託して「歴史ふれあいウォークマップ」を発行しています。また、民俗資料収蔵庫の見学など小中学校の総合学習への協力、地域から依頼を受けて史跡案内（解説）を行うなど、地域住民に密着した文化財保護啓発を御殿場市歴史民俗研究会の協力を得な



Figure. 8 歴史ふれあいウォークマップ

ら行っています。

10. 銃砲刀剣に関する問い合わせ対応

未登録の銃砲刀剣を発見した場合、最寄の警察署へ発見届を提出しなければなりません。さらに所持を希望する場合は、警察で発見届出済証の発行を受けた上で県銃砲刀剣登録審査会の審査を受け登録証の発行を受けなければなりません。銃砲刀剣登録事務は県教育委員会の所管ですが、銃砲刀剣に関する問い合わせが真っ先に寄せられるのは市役所の文化財担当課になります。このため、県教育委員会は各市町に対し発見時の対応方法や銃砲刀剣登録審査会の開催日程を通知すると共に、広報誌などを使って市民への周知をはかるよう指導しています。当市においても登録証の紛失、相続に伴う所有者の変更、家族の遺品整理中の銃砲刀剣発見など問い合わせは少なくはなく、発見者（所有者）と警察あるいは県教育委員会の間に入り、連絡や調整を行うこともあります。

まとめ

市役所が住民に提供するサービスを食物に例えれば米（主食）や水に相当するのは建設・水道・土木関係や福祉関係の課が提供するサービスです。文化財を所管する文化振興や社会教育（生涯学習）関係の課が提供するサービスを例えるならば、香辛料（調味料）になります。主食と水があれば人間はひとまず生存する

ことができますが、香辛料（調味料）を用いることにより食事は空腹を満たすだけでなく、味覚の面からも満足感を得られるものとなり空腹を満たす以上の満足感を得ることができる。美味しい食事は人間にとって心身共に明日への活力となり、充実した人生を送るための原動力となります。つまり、行政の仕事として文化振興や社会教育（生涯学習）は決して無駄な仕事ではなく、文化財保護も含め、むしろ市民の人生を豊かにする重要な仕事であると考えています。

もっとも、懇親会の席上で大先輩の山下さんがおっしゃったとおり、自分を駆り立てているのは歴史に対する「純粋な探求心」であり、主食だの調味料だのという理屈は「行政の仕事」として文化財保護の必要性を他の職員や市民に理解してもらうための分かりやすい例え話です。

おわりに

金大考古学研究室卒業生には文化財担当者として行政で働いている方がたくさんいますが、文化財担当者とは言いながらも私のような「何でも屋」になっている卒業生は極少数でしょう。正直なところ、考古学大会の場で「何でも屋」としての日々の仕事はどんなものか発表することにためらいがありました。自身が勤務する御殿場市役所を文化財保護行政が立ち遅れている自治体の例として提示しなければならないこと、立ち遅れている例と言えども卒業生が就職先で直面している厳しい現実を発表することが在学生の研究意欲や就職先の選択に悪影響を及ぼす可能性が無くはないということが大きな理由でした。しかし、全国的に見れば埋蔵文化財に関する業務に専念できる文化財担当者ばかりではなく、私のような「何でも屋」が踏ん張って文化財保護に対応している例が決して少なくはなく、在学生にその実態を知って貰うことが必要ではないかと考えるようになりました。私を含め全国の市町村で孤軍奮闘している文化財担当者を支えているのは、郷土への深い愛情と、仕事として割り切ることのできない文化財への「純粋な探求心」です。

問題は、いつまでも一人で踏ん張っているのではなく直属の上司や所属長、さらに市上層部に対し文化財保護行政の重要性を理解させ、今後、予算面や人員面で文化財保護の体制固めをはかることができるかという点でしょうか。

区 分		名 称	指定・登録年月日
国指定	天然記念物	駒門風穴	大正 11 年 3 月 8 日
	天然記念物	印野の溶岩隧道	昭和 2 年 4 月 8 日
	特別名勝	富士山	昭和 27 年 11 月 22 日
	重要文化財	手焙型土器	昭和 48 年 6 月 6 日
県指定	天然記念物	二枚橋のカシワ	昭和 32 年 12 月 25 日
	史跡	深沢城跡	昭和 35 年 2 月 23 日
	天然記念物	永塚の大スギ	昭和 35 年 2 月 23 日
	工芸品	刀銘（葵文）主水正藤原正清	昭和 37 年 6 月 15 日
	天然記念物	宝永の大スギ	昭和 38 年 2 月 19 日
	天然記念物	川柳浅間神社のスギ	昭和 38 年 12 月 27 日
	天然記念物	東山のサイカチ	昭和 40 年 3 月 19 日
	工芸品	刀銘備州長船家重	昭和 41 年 3 月 22 日
	無形民俗文化財	沼田の湯立神楽	昭和 42 年 10 月 11 日
市指定	工芸品	善龍寺の喚鐘	昭和 47 年 9 月 11 日
	工芸品	二岡神社の灯籠	昭和 47 年 9 月 11 日
	無形民俗文化財	鮎沢の祈禱三番	昭和 48 年 12 月 24 日
	天然記念物	永塚のカシワ	昭和 55 年 5 月 27 日
	天然記念物	駒門の大公孫樹	昭和 55 年 5 月 27 日
	天然記念物	二岡神社の社叢	昭和 62 年 3 月 3 日
	天然記念物	神山のタブノキ	平成 2 年 12 月 1 日
	工芸品	光真寺の三十三体仏	平成 5 年 1 月 5 日
	建造物	林氏の長屋門	平成 5 年 1 月 5 日
	天然記念物	印野内山のヒノキ	平成 6 年 2 月 1 日
	建造物	旧石田家住宅	平成 11 年 3 月 18 日
	建造物	旧秩父宮御殿場御別邸	平成 12 年 3 月 27 日
	工芸品	久成寺の鰐口	平成 12 年 8 月 1 日
国登録	建造物	神山復生病院事務所棟	平成 18 年 3 月 2 日

Figure. 9 御殿場市内所在の指定・登録文化財一覧